# Ⅵ　循環型社会の構築

## ⑬水の循環利用

**上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、**
**雨水の地下浸透をすすめます。**

### 現状と課題

鎌倉市は市内に水道水源を持たず、90%以上を相模川水系、残りを酒匂川水系に依存しています。上水の使用が増加すると、取水源においては水量の減少に伴い水質が悪化したり、新たな取水源が必要になるなど環境への負荷が増大し、また、配水過程でも下水処理過程でもエネルギー消費を増加させます。

一方、天からの恵みである雨水は、住宅地などでは道路側溝や雨水管を通って、農地や緑地では地下に浸透して地下水、河川、海へと流れます。そして海や河川などから蒸発した水蒸気は雲をつくり、再び、雨となって降り注ぎます。

雨水を農地や緑地、住宅の敷地等で蓄えたり地下浸透させることは、地下水を豊かにするとともに、大量の雨水が河川へ流出するのを防ぎ、水害の防止につながります。

水は、人間や生物の生存と活動にとって欠くことのできないものであり、有限な資源です。上水を資源として大切に使い、さらに一度使った水や雨水の有効利用に取り組むことが重要です。

**■上水使用量の推移**

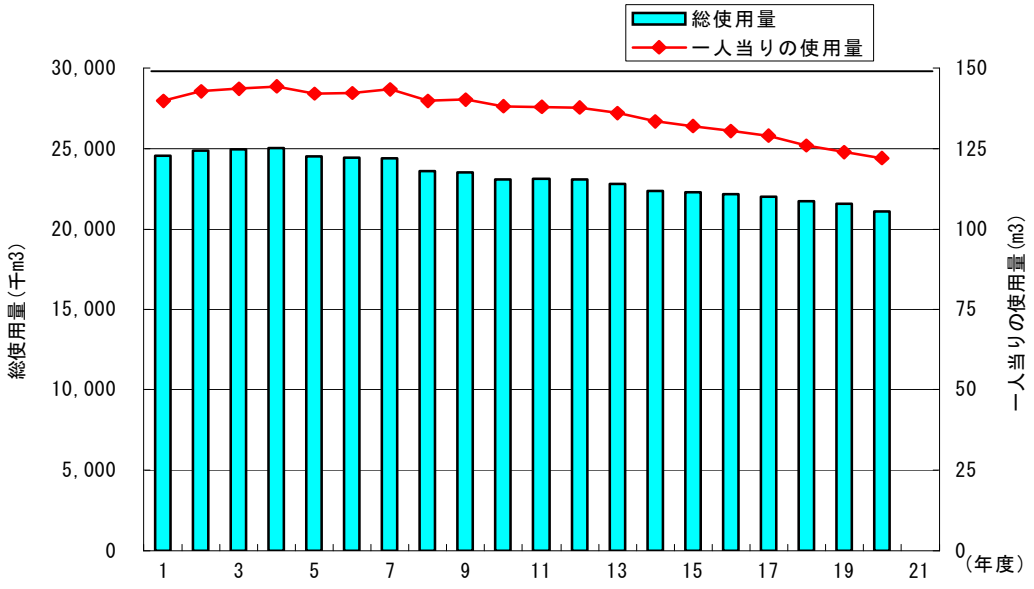


＊一人当りの上水使用量：上水使用量を人口（各年度 10 月末日）で割った数値
資料：県企業庁水道局鎌倉営業所

## 目標を達成するための指標

- 上水使用量（m³／人・年）　平成 27 年度(2015 年度)に平成 16 年度(2004 年度）に比べ５％削減
- 雨水貯留槽購入費補助件数　平成 27 年度(2015 年度)に延べ 380 件
- 浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数　平成 27 年度(2015 年度)に延べ 140 件

## 施策の体系

**１　上水の節水の推進**
- 節水の啓発
- 雨水の貯留と利用
- 一度利用した水の利用

**２　雨水の地下浸透の推進**
- 雨水の地下浸透の推進
- 樹林地等の保全(Ⅳ－⑦緑・水辺を参照)

**■雨水利用施設の補助件数**

| | 補助件数 |
|---|---|
| 雨水貯留槽購入費 | 217 件 |
| 浄化槽雨水貯留施設設置費 | 129 件 |

補助件数は、平成 9 年 1 月から平成 21 年度末までの数を集計

資料：「かまくら環境白書」（平成 22 年度版）

**■市施設における雨水利用状況**

| | 原　水 | 供給能力 (m³) | 利用用途 |
|---|---|---|---|
| 笛田リサイクルセンター | 雨水 | 69 | トイレ・散水 |
| 中央公園管理事務所棟 | 雨水 | 51 | トイレ |
| 諏訪ケ谷住宅集会所 | 雨水 | 22 | トイレ |
| 市役所本庁舎 | 雨水 | 5 | 散水 |
| 台在宅福祉サービスセンター | 雨水・地下水 | 202 | トイレ・消火水槽 |
| 玉縄交流センター | 雨水 | 15 | トイレ |
| 腰越行政センター | 雨水 | 100 | トイレ |
| 合　　計 | | 464 | |

資料：「かまくら環境白書」（平成 22 年度版）

施策の展開

## １　上水の節水の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課 |
|---|---|---|---|
| **①節水の啓発** | 市民 | ・シャワーや入浴、洗車等の際、節水を実践します。<br>【１人当りの上水使用量】 | |
| | 事業者 | ・節水コマの利用などにより節水を実践します。 | |
| | 滞在者 | ・節水意識に基づいた行動を選択します。 | |
| | 市 | ・市の施設における節水型設備の導入を促進します。 | 各施設 |
| **②雨水の貯留と利用** | 市民 | ・敷地内の雨水の利用促進・地下浸透の推進を図ります。 | |
| | 事業者 | ・敷地内の雨水の利用促進・地下浸透の推進を図ります。 | |
| | 市 | ・浄化槽の雨水貯留転用に対し補助するなど市民・事業者による雨水利用を支援します。<br>【雨水貯留槽購入費補助件数累計】<br>【浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数累計】<br>・市の施設における雨水の利用促進・地下浸透の推進を図ります。 | 環境政策課/<br>下水道課/<br>産業振興課<br><br>各施設 |
| **③一度利用した水の利用** | 市民 | ・風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、一度利用した水の再利用を実践します。 | |
| | 事業者 | ・事業所において一度利用した水の再利用を図ります。 | |
| | 市 | ・市の施設において一度利用した水の再利用を図ります。<br>・下水処理水の有効利用の促進を図ります。 | 名越・今泉クリーンセンター<br>浄化センター |

## ２　雨水の地下浸透の推進

【 】内は各施策の進捗指標

| 事業名 | 各主体の役割と施策 | | 担当課 |
|---|---|---|---|
| **①雨水の地下浸透の推進** | 市 | ・開発事業における雨水の地下浸透等を指導します。<br>・歩道等の舗装については、雨水を地下に円滑に浸透させる排水性舗装等での整備に努めるよう配慮します。 | 下水道課<br><br>道路整備課 |
| **②樹林地等の保全** | | Ⅳ－⑦緑・水辺参照 | みどり課 |

| 国の施策等 | 県の施策等 |
|---|---|
| ・透水性舗装などに係る技術開発、普及の推進 | ・透水性舗装などの実施<br>・水道事業者としての節水コマの配布、節水意識の普及 |

## 主な環境施策

### 雨水貯留施設の設置の推進　～水資源を有効活用するために～

雨水貯留槽の導入などにより、植木の散水などの雑排水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

市では、雨水利用を積極的に推進するため、次のとおり補助制度を実施しています。

■雨水利用施設の補助制度

| | |
|---|---|
| 雨水貯留槽購入費補助 | ・「雨水貯留槽購入費補助金交付要綱」（平成９年）<br>・屋根に降る雨水を貯め、庭などの散水に利用するための雨水貯留槽を設置する場合に補助金を交付 |
| 浄化槽雨水貯留施設設置費補助 | ・「浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱」（平成７年）<br>・公共下水道に接続する際に、不用となる浄化槽を撤去せずに雨水貯留として活用する工事を行う場合に補助金を交付 |
| 鎌倉市環境共生事業（企業施設整備事業）等補助（雨水活用施設） | ・「鎌倉市環境共生事業（企業施設整備事業）等補助金交付要綱」（平成21年）<br>・企業等が、雨水を貯留し水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔への補給水、散水等に活用する施設を設置する場合に補助金を交付 |